

美里町被災住宅改修資金補助事業

よくある質問

Q 1. 補助金の対象工事は？

A. 以下に該当する工事となります。

①居宅（家屋）の修繕（改修）工事であること。

◎物置、カーポート、車庫、倉庫、ガレージなどは対象外となります。

②6月2日の突風を伴う降ひょうにより損壊を受けたことによる修繕（改修）工事であること。

③修繕（改修）工事の金額が「税抜10万円以上」であること。

◎今回の事業では、町外の事業者による修繕（改修）工事も対象となります。

Q 2. 補助金の対象者は？

A. 以下に該当するかたとなります。

①美里町にお住まいで、町税等に滞納がないかた

②6月2日の突風を伴う降ひょうにより損壊を受けた住宅を所有しているかた

Q 3. 補助金の額は？

A. 修繕（改修）費用の30%で、10万円を上限とします。

（1,000円未満切捨て。口座振込となります。）

Q 4. 補助金は1回のみか？

A. 家屋1棟につき1回のみとなります。

Q 5. 申請方法は？

A. 以下の書類を農林商工課窓口へ提出してください。

① 申請書

② 修繕（改修）工事の領収書（工事明細を含む）の写し

③ 修繕（改修）工事後の写真

④ 振込先口座が分かる通帳の写し

Q 6. 既存の住宅改修資金補助事業との併用は可能か？

A. 今回の補助事業を使用する場合、既存の住宅改修資金補助事業は使用できませんのでご注意ください。（令和4年6月2日までに交付決定を受けたものは除きます。）

※既存の住宅改修資金補助事業については、ホームページをご確認ください。

Q 7. 同一敷地内で2世帯が住んでいる（住んでいる建物は別）場合、建物ごとに対象になるのか？

A. 世帯が異なり、住んでいる建物が別の場合は、世帯ごとに対象になります。（1棟につき1回）

Q 8. 美里町以外の業者で工事をしたのも対象か？

A. 条件を満たす場合は対象となります。条件についてはQ 1. とQ 2. をご確認ください。

Q 9. 自分で壊れた箇所のパーツ（網戸など）を購入して交換をした場合は対象になるか？

A. 対象外となります（建設業者などに依頼をして修繕（改修）工事を行った場合が対象です。）

Q 10. 今年度すでに既存の住宅改修資金補助事業を使用しているが、対象になるか？

A. 6月2日以前の住宅改修資金補助事業利用者は、条件を満たす場合は対象になります。

条件についてはQ 1. とQ 2. をご確認ください。

◎今回の補助事業を利用した後は、既存の住宅改修資金補助事業は使用できませんのでご注意ください。

※既存の住宅改修資金補助事業については、ホームページをご確認ください。

Q 11. 銀行口座について、インターネットで管理しているため通帳がない場合はどうすれば良いか？

A. インターネットの画面で銀行名・支店名・口座名義人・番号が記載されている部分を印刷したものが、キャッシュカードの写しを提出してください。